

令和6年1月26日

保護者の皆様

川崎市立木月小学校

校長 金田 玉恵

『新型コロナウイルス感染症』療養報告書の提出について

新型コロナウイルス感染症は、発熱や咳などの症状がみられ感染力が強い病気です。学校においては、学校保健安全法施行規則第19条で、出席停止期間が決められております。

川崎市立学校においては、以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の観点から医療機関が発行する「登校許可書」の提出の協力を保護者様にお願いしていましたが、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行した場合の医療のひっ迫を回避するために、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、次の出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにしていただき、登校の際は「登校許可書」に代わり、保護者の方が下記の「新型コロナウイルス感染症療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出していただきますようお願いいたします。

【新型コロナウイルス感染症 出席停止期間の基準】

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ「症状が軽快」した後1日を経過するまで」出席停止とする。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること

保護者の方が記入

川崎市立木月小学校長様

『新型コロナウイルス感染症』療養報告書

年 組 児童氏名

■発症日（発熱日）

令和 年 月 日

■受診日

令和 年 月 日

■診断名

新型コロナウイルス感染症

■受診医療機関名

■出席停止日数目安表

発症日からの日数	月日（曜日）	体温 ※1	症状軽快日に○を記入 ※2
0日目 （発症日）	/ ()	℃	
1日目	/ ()	℃	
2日目	/ ()	℃	
3日目	/ ()	℃	
4日目	/ ()	℃	
5日目	/ ()	℃	
6日目	/ ()	℃	
7日目	/ ()	℃	
8日目	/ ()	℃	

※1 体温の記入は「発症日」と「解熱日」のみで可

※2 症状軽快日（○）の後1日を経過するまで出席停止

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ「症状が軽快」した後1日を経過して、体調が回復しましたので、登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____